平成２５年（フ）第６７２号
広島市西区己斐上５丁目38番17―605号
債務者　渡辺　佳子（旧姓山見）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６２号
広島市南区山城町５番９―102号
債務者　神田としえ
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９０１号
広島市南区向洋新町１丁目10番14―302号
債務者　杉原麻衣子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４３号
広島市安佐南区川内６丁目23番23―1004号
債務者　木﨑　文子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３３号
徳島市鮎喰町１丁目71番地の10、旧住所徳島市名東町２丁目280番地の６
債務者　藤原　京子（旧姓高本）
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
香川県坂出市池園町４番26号
債務者　佐藤　徳章
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１５号
香川県丸亀市飯山町川原1800番地１　サンガーデン福本Ｃ棟202号
債務者　後藤　絹子
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２７２号
愛媛県松山市御幸２丁目９番15号　メイプルハウス御幸103号
債務者　石河慎太郎
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９３号
愛媛県松山市築山町７番35号　ホワイトハウス403号
債務者　渡邊　綾範
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目７番30号　スペリオタワー朝生田401号
債務者　中田　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１０号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地36棟12号
債務者　石山　真吾
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１４号
愛媛県松山市畑寺３丁目11番22号　中川荘西棟103号
債務者　和氣　　實
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１５号
愛媛県伊予市八倉411番地１
債務者　前田　秋江
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８７号
福岡県遠賀郡水巻町高松４番104号、住民票上の住所福岡県宮若市宮田199番地
債務者　山下　真記
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０２号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1012番地４
債務者　池内　通雄
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０９号
佐賀県佐賀市末広１丁目11番65号、申立時の住所佐賀県佐賀市新栄東４丁目７番144号
債務者　岸川　龍子（旧姓仁戸田・杉野）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井4113番地１
債務者　吉尾　克彦
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係